

平成28年度「森林ふれあい推進事業」のイベント実施団体等募集の公示

平成28年3月11日
近畿中国森林管理局

下記のとおり、平成28年度「森林ふれあい推進事業」のイベント実施にあたり、近畿中国森林管理局（箕面森林ふれあい推進センター）と協定を締結して、共催によりイベントを実施していただく団体等を公募します。

記

1 イベント実施団体等の役割

イベント実施団体等（営利を目的としない法人又は団体、以下「団体等」という。）においては、近畿中国森林管理局長（箕面森林ふれあい推進センター）と協定を締結していただき、団体等の創意工夫により、国有林をフィールドとして、共催により森林での環境教育やセラピー等の体験活動を企画し、実施していただきます。

2 応募資格（以下の条件を全て満たす団体であること。）

- （1）従来から、森林を活用した環境教育活動やセラピー等の体験活動を実施している団体等で、森林とのふれあいを促進させるプログラムを実施できる団体等であること。
- （2）森林・林業等の重要性について、適切に説明ができる森林インストラクター等の資格者を有している団体等であること。
- （3）国有林野事業を熟知し、国との密接な連絡・連携を図ることができる団体等であること。

3 実施箇所及び内容

内容 森林を活用した環境教育活動やセラピー等の体験活動など、森林とのふれあいの機会の提供及び森林・国有林に対する理解が深められるイベントの実施。

場所 大阪府箕面市 箕面国有林内

期日 平成28年4月～平成29年3月10日までに実施

実施回数 年3回以上の実施（平日での実施も計画してください）

報告 実施後に、実施報告の提出をしてもらいます。

4 参加費の設定

参加費の金額については、森林インストラクター等の直接人件費及び旅費、保険料、通行料、施設入場料、資料・機材等の提供に要する経費、消費税相当額により算出した実費とします。なお、参加者の保険はかならず加入してください。

参加者から徴収する参加費は、団体等において決定していただきます。

また、徴収の事務等も団体等で実施していただきます。

5 応募の方法

本事業に参加を希望される団体等は、別紙1「イベント団体等参加申込書」により書面で応募してください。

応募は、箕面森林ふれあい推進センター宛に提出して下さい。

【提出先】 〒530-0042 大阪市北区天満橋1-8-75

近畿中国森林管理局 箕面森林ふれあい推進センター

TEL 050-3160-6745 FAX 06-6881-2055

6 イベント実施団体等の決定方法

参加申込書に記載された内容が、本事業の趣旨に添ったものであり、十分実現性を有して

いるか否かを審査し、近畿中国森林管理局長が適当であると認める団体等をイベント実施団体等として決定します。

イベント実施団体等に決定された後、協定を締結し、イベント実施計画を作成していただきます。

なお、作成していただいたイベント実施計画については、見直しをお願いさせていただく場合があります。

7 応募の締め切り

平成28年4月4日(月曜日) (郵送の場合当日消印有効)

8 留意事項

イベント実施にあたって、箕面森林ふれあい推進センターとの共催事業として実施をしていただきます。ふれセン職員の協力・フィールドの提供のほか、参加者の移動手段として、貸切マイクロバスの借上げなど、実施団体等と相談の上で、共催としての協力・支援を行います。

9 応募に関する問い合わせ

イベント実施団体への応募について、詳しくお知りになりたい方は下記にご連絡下さい。

〒530-0042 大阪市北区天満橋1-8-75

近畿中国森林管理局 箕面森林ふれあい推進センター

TEL 050-3160-6745 FAX 06-6881-2055

メールアドレス kc_fureai@maff.go.jp

別紙1

		平成	年	月	日
近畿中国森林管理局長 あて					
		住 所			
		称 号			
		代 表 者	印		
		電話番号			
平成28年度「森林ふれあい推進事業」イベント実施団体等参加申込書					
平成28年 3月 日付けで公示のあった森林ふれあい推進事業のイベント実施団体等に応募します。					
1 国有林等で実施するイベントのプログラムと実施時期					
2 森林を利用した、これまでの主な活動状況等					
3 有資格者の状況（森林インストラクター等）					

添付資料

別途、次の①～③の書類を添えて、提出して下さい。

①団体の概要が分かるもの。(設置規定、定款など)

②過去2年間の活動実績が分かるもの。

③近畿中国森林管理局との連携による活動以外の実績があれば、その主な活動概要。

森林ふれあい推進事業イベント実施協定書

近畿中国森林管理局長（以下「甲」という。）と ○○○（以下「乙」という。）は、森林ふれあい推進事業によるイベント実施に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力に基づき、共催によりイベントが円滑に実施されることを目的とする。

第2（イベントの実施箇所、名称）

乙は、京都大阪森林管理事務所箕面国有林にて、森林での環境教育活動やセラピー等の体験活動のイベントを実施するものとする。

なお、イベントの名称は、「箕面森林ふれあい推進センター森林ふれあい推進事業」とする。

第3（イベント実施計画書の提出）

乙は、イベントの実施にあたって、別紙標準様式（1）によりイベント実施計画書を作成し、甲と調整の上、協定締結から14日以内に甲に提出するものとする。また、イベント内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第4（活動実績の報告）

乙は、イベント実施実績について、別紙標準様式（2）によりイベント実施14日後までに甲に報告するものとする。

第5（イベントの実施）

- 1 乙は、実施計画及び書別紙実施仕様書に沿ってイベントを実施するものとする。
- 2 甲、乙は、適切な連絡調整を図りながら、イベントの円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙は、イベントを行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守し活動を実施するものとする。

第6（情報の保持）

乙は、イベントの実施に伴い知り得た個人の情報について、他に漏らしはならない。

第 7（入林の際の連絡・調整）

乙は、入林する場合にあっては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、内容、入林期間等を、甲又は現地を管轄する京都大阪森林管理事務所に書面（FAXによる場合を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。

第 8（安全確保等の措置）

- 1 乙は、イベントごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 2 乙は、イベントの実施箇所について、事前調査を実施し、安全に対して適切な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、本協定に基づくイベント参加者の安全を責任をもって確保するものとし、イベント実施中の事故についての一切の責任を負うものとする。

第 9（経費の負担）

イベントの実施に要する経費は、乙が負担するものとする。また、参加費の徴収、管理は乙が行うものとする。

第 10（立木竹等の所有権等の権利）

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、イベントにより生ずる全ての権利を有しないものとする。

第 11（法令等の遵守）

乙は、イベントの対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第 12（山火事防止等の措置）

- 1 乙は、イベント実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、イベント参加者に対して、イベントに伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第 13（損害賠償）

乙は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害

を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第 14（イベントの円滑な実施への協力）

甲は、イベントが円滑に実施されるよう、イベントの開始に当たっての現地案内及び説明並びに実施計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

第 15（協定の破棄）

甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は事前に通知するものとする。

- 1 イベントの実施に当たり法令等に違反する行為があった場合
- 2 協定に基づいたイベントの実施の見込みがない、又はイベントの円滑な実施に著しい支障が生じると認められる場合
- 3 イベントを実施する国有林野の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
- 4 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
- 5 協定イベントの実施団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
- 6 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合

第 16（協定の有効期間）

この協定は、平成 28 年 4 月 日 から平成 29 年 3 月 31 日まで効力を有するものとする。

第 17（その他必要と認められる事項）

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

（甲） 大阪市北区天満橋 1 丁目 8－75
近畿中国森林管理局長 馬 場 洋 一 印
（箕面森林ふれあい推進センター）

（乙） ○○○
○○○ 印

契約書付属別紙

実 施 仕 様 書

（目的）

第1条 このイベントは、森林ふれあい推進事業の一環として実施しているものであるので、乙は、イベントの参加者にとって、安全かつ意義あるものになるよう誠意をもって、その実施に当たらなければならない。

（保険の加入）

第2条 乙は、イベント実施に当たり、イベント参加者を保険に加入させるものとする。

（参加費の設定等）

第3条 乙は、インストラクター等の直接人件費及び旅費、保険料、通行料、施設利用料、資材・機材等の提供に要する経費、消費税相当額から算出した実費により1人当たりの参加費を設定するものとする。

2 イベントの参加費は、乙において各社等に対し支払うものとする。

（参加者の募集）

第4条 参加者の募集は乙が行うものとする。なお、乙は、参加者の募集に当たり、募集用案内の案を1部作成し甲に提出するものとする。

2 定員はイベント内容に応じて決定する。なお、最小催行人数は10名とし、10名に満たない場合であっても、甲、乙協議の上、同意できた場合は催行するものとする。

（参加者の把握、参加者の徴収及びキャンセルの取扱い）

第5条 参加者の把握は乙が行うものとする。また、甲に申し込みがあった場合は速やかに乙へ連絡し、申し込み状況について意思疎通を図るものとする。

2 参加費の徴収、管理は乙が行うものとし、キャンセルが発生した場合の返金等についても乙がこれに対応するものとする。この場合のキャンセルの手数料は、乙が示す基準で実施するものとし、募集用案内に明記して周知するものとする。

3 参加者が確定し実施7日前には、集合場所・時間や参加に当たっての諸注意、キャンセルの場合の取扱い、当日の連絡先等を周知するものとする。

（荒天等によるイベントの中止・延期）

第6条 荒天等によりイベントの中止・延期が必要となった場合は、乙は、甲と協議してその取扱いを決定し、速やかに参加者に連絡するものとする。

なお、中止・延期に伴い発生する一切の経費は乙の負担によるものとし、参加費の返還は乙の責任において実施するものとする。

（安全講話の実施）

第7条 乙は、イベントの当日、参加者に対し、安全講話を実施するものとする。

（安全の確保）

第8条 乙は、イベント実施中、気象の変化等に注意し、参加者の安全を図らなければならない。

（緊急体制の整備）

第9条 乙は、イベント参加者の負傷発病に際し、迅速適切な措置がとれるよう緊急体制を整備しておかななければならない。

（立竹木の保護）

第10条 乙は、イベント実施箇所等の立竹木及び施設等に対する人為的損傷を防止するよう努めなければならない。

（山火事防止等の措置）

第11条 乙は、イベント参加者に対し、たばこの投げ捨て禁止等、火の始末の注意を呼びかけ、山火事防止に万全を期すとともに、万一山火事が発生した場合には、直ちに消防機関及び甲に連絡しなければならない。

2 乙は、イベント実施に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、環境美化に努めるものとする。

（イベント実施の報告）

第12条 乙はイベントを実施した場合は、その内容等を速やかに甲に報告するものとする。

住所
代表者
電話番号

平成 年度		イベント実施計画						
	イベント名	実施場所	実施年月日	イベントの内容	集合解散の 場所及び時刻	参加費（見込）	募集 定員	備 考
						大 人 円 小中学生 円		

※参加費（見込み）の積算資料を添付すること

平成 年 月 日に協定を締結した森林ふれあい推進事業のイベント実施協定書の第4に基づき、イベント実施報告書を提出します。

[illegible]

別紙様式（１）の添付資料

平成 年 月 日

参加費（見込み）の積算資料

平成 年 月 日に協定を締結した森林ふれあい推進事業のイベント実施協定書の第３に基づくイベント実施計画の添付資料を提出します。

イベント名			
実施年月日			
イベントの内容			
参加費内訳	項 目	摘 要	金 額
	インストラクター等の 直接人件費及び旅費		
	保険料		
	通行料		
	施設利用料		
	資機材等の 提供に要する経費		
	小 計		
	消費税相当額		
	計		
備 考			